

## みよし市自殺対策計画策定業務委託仕様書

### 1 委託業務名

みよし市自殺対策計画策定業務委託

### 2 業務場所

みよし市役所、保健センター

### 3 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

### 4 契約予定金額

4,000,000円以内（税込）

### 5 業務目的

本業務は、平成28年の自殺対策基本法の一部改正において、地方公共団体が自殺計画を策定することが義務付けられた。これを受け、自殺の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するために、自殺対策を地域レベルの実践的な取組みによる生きることの包括的な支援として再構築し、自殺対策の更なる推進を図るため、自殺対策に取り組むための基本計画の策定の支援等を行う。

### 6 業務概要

- (1) 基礎調査業務
- (2) 関連資料の収集、整理及び分析
- (3) 計画策定作業
- (4) 担当者会議、専門部会等会議の運営支援
- (5) 計画書の印刷製本

### 7 業務内容

#### (1) 基礎調査業務

##### ア 調査対象

市民2,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

##### イ 調査票及び御礼兼催促状の作成

調査票は、自殺総合対策推進センターが作成した住民意識調査票を基に作成し、A4版で8頁程度とする。また、調査票の回収率の増加を図るため、御礼兼催促状を作成する。

#### ウ 調査票、封筒等の印刷

調査票及び封筒（発信用・返信用）並びに御礼兼催促状は2,000部印刷する。発信用封筒は角2封筒、返信用封筒は長3封筒とし、御礼兼催促状は、ハガキを使用する。

#### エ 調査票及び御礼兼催促状の発送

発信用封筒に調査票・返信用封筒を封入封緘し宛名ラベルを貼付のうえ発送する。宛名ラベルについては、発注者が住民基本台帳から無作為抽出したデータを使用し、印刷する。また、調査票発送から概ね2週間後、御礼兼催促状を発送する。

調査票の発送等に係る経費は受注者負担とする。なお、発送は郵便扱いにする。

#### オ 調査票の回答内容の入力・集計

受注者は、各設問の回答内容をデータ入力し、集計作業を行う。また、集計結果を基礎データとして分析し、市の課題抽出に必要な単純集計、クロス集計、グラフ化等を行う。

### (2) 関連資料の収集、整理及び分析

受注者は、計画書に必要な統計資料、市が把握している福祉の統計データ等を活用し、課題を抽出・整理したものを作成する。

### (3) 計画策定作業

アンケート調査結果をもとに、自殺総合対策推進センターから提供される「自殺実態プロフィール」「基本政策パッケージ」又は愛知県が策定した「第3期あいち自殺対策総合計画」等の整合性を図りながら、「自殺対策基本法」及び国の「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、市の地域性が反映された計画案を策定する。

- ①アンケート調査結果等を踏まえた計画課題の抽出
- ②基本理念、基本目標及び施策の体系化等の検討
- ③施策体系ごとの具体的方策の検討
- ④計画骨子案の作成
- ⑤計画素案の作成
- ⑥計画内容全体調整と計画案としてのとりまとめ
- ⑦パブリックコメントへの支援

### (4) 担当者会議等の会議の運営支援

アンケート調査案及び計画案の作成に当たり、受注者は、市が開催する以下の会議へアドバイザーとして出席するとともに、事前の会議資料作成、会議後の議事録作成等、これらの運営支援を行う。

- ①自殺対策計画担当者会議（年3回）
- ②保健対策推進協議会（年3回）
- ③自立支援協議会精神保健福祉部会（年3回）
- ④母子ネットワーク運営会議（年3回）

(5) 計画書の印刷・製本

受注者は、会議等で協議・承認された計画書及び概要版を印刷・製本する。

8 成果品

- ①みよし市自殺対策推進計画書 100部 (A4版・70頁程度・1色刷)
- ②みよし市自殺対策推進計画書概要版 1,000部 (A4版・4頁程度・フルカラー)
- ③アンケート調査結果報告書 10部 (A4版・30頁程度・1色刷)
- ④上記①～③の電子データ 一式 (エクセル、ワード等)

9 委託料の支払い

本契約は、総価契約とする。

委託料の支払いは、すべての業務終了後に、業務完了報告書を提出し、検査合格後、請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

10 権利義務の譲渡等

受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

11 事故の補償

本業務中の事故及び損害については、受注者の責任において処理に当たるものとする。

12 個人情報の保護等

本業務の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律その他関連する法令等を遵守すること。また、本業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

13 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、監督員と十分協議して進めること。
- (2) 成果品の帰属については、すべて市とする。
- (3) 受注者は、個人情報の適切な取扱いを保証 (プライバシーマーク等) できること。